

居住地校交流ガイド

～共生社会をめざして～



宮崎県立延岡しろやま支援学校

- 土曜授業日の特別授業に参加する。(保護者や支援学校側に支障がなければ可能です。)

9:40	9:50	11:30
居住地校 登校・挨拶	地域交流「昔の遊び」に参加	下校

- 学校行事「遠足」に部分的に参加する。

9:40	9:50	11:45	12:30
現地集合・挨拶	遠足に同行・参加	お弁当	下校

※ 具体的な時間設定や内容については、各校の時間割や行事予定に即して、両校の担当者間で計画を立ててください。その際、お互いの児童生徒の実態も考慮してください。

○ 直接交流の際の児童や保護者、職員の動き

居住地校交流の実施例	保護者の参加	在籍校職員の引率
自宅から直接、居住地校へ行って授業に参加し、実施後自宅に帰る。	居住地校への送迎及び交流活動への参加を原則としています。	児童の実態等、必要に応じて引率を行います。
自宅から直接、居住地校へ行って授業に参加し、実施後在籍校に登校する。		
在籍校から居住地校へ行って授業に参加し、実施後自宅に帰る。		
在籍校から居住地校へ行って授業に参加し、実施後在籍校に戻る。		

※ 在籍校職員の引率について

居住地校への送迎は保護者の責任で行い、交流に保護者等が同伴することを基本とします。子どもの交流の状況やご家庭の事情など、場合によっては本校職員が同行します。

○ 打合せや実施回数等について

① 打合せについて

担当者同士でお互いの教育課程を考慮しながら、実施時期や活動時間、交流内容についての計画を進めていきます。特に、初回の打ち合わせには、支援学校側の保護者にも参加してもらい、子どもの状況や交流への思いを伝えたり、居住地校のことを知ってもらったりするための機会としています。

② 実施回数について

実施回数は各学期1回程度とします。

③ 活動時間について

児童生徒の実態に合わせ活動時間を設定していきます。最初は、午前中1時間～2時間程度、または4校時と給食等、短い時間や児童生徒が興味・関心のある活動に留め、回を重ねる毎に活動時間を伸ばしていく等の工夫をするとよいです。

○ 居住地校交流までの手続き

特別支援学校		小・中学校（居住地校）
<p>【居住地校交流担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学説明会や居住地校流説明会にて居住地校交流担当者が説明する。 <p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級担任が本人・保護者の意向を確認する。 	<p>本人・保護者の希望調査</p>	
<p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭が居住地校へ依頼し、実施の了承を得る。 居住地校の窓口（学級担任、コーディネーター等）を確認する。 	<p>依頼</p>	<p>【学校長宛】</p>
<p>【管理職】</p>	<p>回答</p>	<p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地校交流実施の検討する。 校内での窓口（学級担任、コーディネーター等）と対象学級を決定する。
<p>【居住地校交流担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地校交流担当者が教育事務所、教育委員会、居住地校へ依頼文を発送する。 	<p>依頼文書発送</p>	<p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内職員に対して居住地校交流の実施について周知する。
<p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級担任が居住地校の窓口連絡し、打合せ会の日程を調整する。 	<p>担当者間あいさつ</p>	<p>【学級担任・コーディネーター等】</p>
<p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に資料（児童生徒の実態等）を準備する。 初回については保護者が参加する。 <p>情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間指導計画及び授業や具体的な活動内容について協議する。 	<p>打ち合わせ会</p>	<p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度までに実施した児童であれば、前年度資料を準備する。 <p>情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間指導計画及び授業や具体的な活動内容について協議する。
<p>【学級担任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施計画書を作成し、居住地校に発送する。 	<p>依頼文書発送</p>	<p>【学校長・対象学級担任宛】</p>
	<p>交流</p>	

* 次年度以降に実施予定の児童生徒については、両校で引継ぎ資料を作成し、保管する。

Q&A

Q：どのように居住地校交流に取り組めばいいでしょうか。

A： 学校間の取組ですので、双方の管理職の理解と協力が大切です。また、学校全体に周知していただくことで、連携や交流を円滑にすすめることができます。

Q：どのような授業を設定すればいいでしょうか。

A： 居住地校の教育課程や指導計画を基本にしなが、お互いの交流の目的や児童生徒の実態に合わせて授業を設定します。また、教科指導において共に学習できるような内容やふれあいを目的としたレクレーション中心の活動など担当者間で話し合いながら設定していきます。また、休み時間も貴重な交流の場となります。1日の流れの中で交流の機会を設定することが大切です。

Q：交流の窓口はどうなりますか。

A： 本校は該当クラスの職員が窓口です。小中学校では、主にコーディネーターや学年主任の先生方が担当されています。交流の流れや手続き等で不明な点がありましたら、本校の居住地校交流担当が対応します。

Q：誰が児童生徒の送迎や引率を行いますか。

A： 保護者です。ただし、送迎に関しては、保護者の責任の下、家族や送迎サービスを利用したり、単独で登校したりすることがあります。また、児童生徒の実態に応じて、本校の職員が同行することがあります。その時は該当クラスでの指導もありますので、担任以外の職員が同行することになります。

Q：保護者の居住地校交流への参加に取り組んでいるとのことですが、どのように参加するのですか。

A： 打合せに参加して、お子さんの実態や思いについて伝えてもらいます。また、授業を参観したりお子さんを支援したりしながら、実際の交流にも参加していきます。

Q：費用はどうなりますか。

A： 給食費や教材費などは保護者の方に負担していただきます。

Q：土曜授業日での交流はできますか。

A： 基本的に実施できます。ただし、本校では土曜授業日を実施していませんので、職員の動向が関係する場合はご相談させて下さい。

Q：行事での交流は設定できますか。

A： 設定できます。但し、遠足や社会見学など校外での活動では、安全や費用等配慮事項について十分に確認して実施します。

Q：はじめての交流なので不安です。

A： 不明な点がありましたら、本校へお問い合わせ下さい。また、合理的配慮についてもお答えできる範囲で対応したいと思います。なお、文科省「交流及び共同学習ガイド」も参考にしてください。

Q：交流中の事故や怪我について責任の所在はどこですか。

A： 本校です。ただし、送迎時については保護者の責任になります。

Q：火事や自然災害のときはどうすればよいでしょうか。

A： 居住地校の緊急時の対応にそって行動します。御協力よろしく申し上げます。